

議案第 91 号
議決第 号

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2018年（平成30年）12月18日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成22年始良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定は、平成30年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

【第1条関係】 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例：
新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> |

【第2条関係】 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例：
新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> |